

令和3年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和3年3月9日）

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和3年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番山川裕正さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月17日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案18件、委員会提出議案1件、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告1件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和3年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政についての報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

おはようございます。

市政報告1件を申し上げます。

件名、市立病院医師体制の変更について。

市立病院の医師体制につきましては、平成31年3月31日付けで、前高橋院長が退職されてから、これまで北海道大学病院の支援を受け、診療業務に支障を来さないよう運営してまいりました。

しかし、昨年1月、令和2年度の医師派遣依頼のため、同大学病院第2外科教授と面談した際、新たな派遣医療機関が増えたことや、令和3年度以降、医局員が減少するため、現在と同様の派遣は厳しい旨の話がありました。

このため、これまで北海道地域医療振興財団ホームページへ医師募集の記事を掲載するほか、北海道が実施している医師確保事業への応募や、民間の医師紹介業者とコンタクトをとっていたところ、昨年11月、橋本英二医師より面談したい旨の電話がありました。橋本医師は、財団ホームページの医師募集の記事を見て、当病院に興味を持ったとのことで、これまでの経験を生かして、ぜひ歌志内において地域医療のお手伝いをしたいとの申し出があったことから、同氏と医師招聘にかかる協議を進めた結果、本年4月1日より固定医師として勤務することが内定いたしました。橋本医師の経歴につきましては、旭川在住で、昭和22年生まれの73歳、平成5年に高知医科大学大学院の博士課程を修了後、JICAのボランティアとして、ラオス医療短期大学に勤務するほか、主に北海道内の診療所で勤務し、前職場は令和元年5月から昨年12月末まで黒松内町にある老人福祉施設の社会福祉法人つくし園ハイツ診療所に勤務されておりました。

なお、固定医師が確保できる見込みとなったことや、引き続き北海道大学病院及び北海道地域医療振興財団の支援が得られることにより、医師体制の充実が図られるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は報告済みといたします。

報 告 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第2号議案第1号財産の処分について、令和3年2月9日、行政常任委員会付託を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○行政常任委員会委員長（山崎瑞紀君） 報告第2号、議案第1号財産の処分について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第1号財産の処分について（令和3年2月9日付託）

2、審査の経過。2月19日、委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第1号財産の処分について、採決をいたします。

この本件に対する行政常任委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、行政常任委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、行政常任委員長報告のとおり、可決されました。

市政執行方針演説

○議長（川野敏夫君） 日程第7 市政執行方針演説を行います。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

令和3年度市政執行方針。

令和3年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

私は、昨年10月、市民の皆様の温かい御支援によりまして、市政を担当させていただくこととなりました。

人口の減少や少子高齢化が著しく進む本市ではありますが、市民が主役のまちづくりを信条として、住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現のため、市民の皆様と力をあわせ、確かな未来に向けて鋭意努力を続けるとともに、皆様の御期待に応えるため、いかなる困難にも常に全力を傾注しながら、市長としての責務を全うしてまいりたい所存であります。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による我が国経済への影響は極めて甚大で、非常に厳しい状況が続いております。

また、北海道においては、大規模なクラスターが相次いで発生するなど、感染拡大が続いたことから、道内全域で感染リスクの回避を徹底する行動を呼びかけた結果、新規感染者数の減少傾向が続いた反面、飲食業や観光業などへ深刻な打撃を与えているところでもあります。

こうした中、本市においては、昨年度、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、地域商品券発行事業や、福祉・医療施設等臨時支援事業を初め、様々な事業を実施したことによりまして、市民生活や地域経済への影響を最小限に食いとめることができたことを認識しております。

新年度におきましても、市民生活の安定を第一に考えながら、ワクチン接種を初めとする新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、2年目を迎える歌志内市総合計画後期基本計画及び第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるそれぞれの目標達成に向け、各種施策を積極的に推進していくことといたします。

一方、本市の財政構造は、自主財源である市税が歳入に占める割合はわずか5%にも満たない反面、地方交付税は60%を占めているばかりか、経常収支比率は96.3%に達するなど、臨時的な財政需要に十分な余裕のない硬直化した状況が依然として続いております。

そのため、行政コストを抑えながら、歳入に見合った、計画的で効率のよい財政運営を図るとともに、歌志内市総合計画に基づいた各種の取り組みを着実に進める1年としてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、令和3年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

複雑かつ多様化する地域課題に対応していくためには、多くの市民との対話を進め、その中から行政ニーズを的確に把握することが必要であります。

また、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民自らがまちづくりや地域課題

に関心を持ち、取り組むことが不可欠であり、地域団体などが取り組む地域づくり活動に対して、必要な支援を継続し、行政と市民がともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを今後も推進してまいります。

広報広聴活動につきましては、広報うたしないを昨年5月号から全面カラー印刷に変更し、より親しみやすい紙面づくりを行っているところであり、今後も広報モニターからの御意見などを反映しながら、紙面編集の工夫に努めてまいります。

子育て専用ページを新設するなど、全面リニューアルを行った市公式ホームページは、4月から運用を開始し、利用者が求める情報を簡単に閲覧できるほか、フェイスブックも活用しながら、必要な情報を分かりやすくタイムリーに発信するよう努めてまいります。

また、新たに比較的若い世代を中心として、まちづくりや夢などについて話し合う機会を設け、将来のあるべき姿を模索するほか、町内会連合会との情報交換会や、児童・生徒との語る会、ふれあい市長室などを開催し、市民ニーズの把握に努めてまいります。

北海道日本ハムファイターズによる北海道179市町村応援大使として、金子式大投手ら3名の選手が、本市の応援大使に選ばれました。応援大使の活動による地域活性化に大いに期待するとともに、トークショーや観戦ツアーなどを実施しながら、市民とふれあう機会も設けてまいります。

非核平和活動につきましては、地区連合が実施している原水爆禁止世界大会への参加費用を負担するほか、希望する市民も参加できるよう、引き続き助成を行い、市民の恒久平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

多様化する行政課題に対応するため、職員の各種研修参加を推進し、職責に応じたスキルアップを図るとともに、自己啓発による資質の向上を目的とした先進地視察などの自主研修や、行政実務能力及び政策形成能力の習得を目的とした自治大学校派遣研修を継続して実施してまいります。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少の影響により、非常に厳しい状況が今後も続くことを再認識した上で、限られた財源を効率的、効果的に活用し、中長期的に持続可能な財政構造を確立しながら、将来世代に過大な負担を残さないよう、財政の健全化に努めてまいります。

また、老朽化した公共施設の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に推進するため、個別施設計画の策定を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行い、効率的な施設管理により、安定した行財政運営に結びつけてまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による構成圏域としての共通認識、相互補助及び創意工夫を図り、中空知定住自立圏形成協定に基づき、圏域市町が各種取り組みを連携して推進してまいります。

また、北海道空知地域創生協議会における空知全体の活性化や、魅力発信のための広域的事業を推進することにより、住みよい地域づくりに努めてまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、適切に各種システム機器の維持管理及び職員へのセキュリティ教育を実施いたします。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

北海道経済は、新型コロナウイルス感染症により、非常に大きな打撃を受け、景気回復の兆しは見られない状況であり、特に観光産業や飲食業への影響は大きいものとなっております。

市内商工業者においても、人口減少に伴う生産年齢人口の減少に加え、コロナ禍において地

域経済が停滞し、引き続き厳しい経営を余儀なくされております。

このような中、商工会議所が実施する商業振興と消費喚起を目的とするプレミアム付商品券発行事業への支援を継続するとともに、市内事業者が事業継続を目的に投資する費用や、本市で新たに起業を目指す方への助成制度を新たに創設し、地域経済の活性化に向け、取り組んでまいります。

また、企業誘致活動につきましては、新たな対象企業の発掘に努め、誘致実現に取り組んでまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続並びに安定操業に向け、関係機関と連携のもと、引き続き支援してまいります。

次に、農業の振興であります。5年間の試験栽培期間を終えたワイン用ブドウ試験栽培事業につきましては、土壌改良の促進や苗木適応性などに一定の効果が見られたことから、民間法人へ移管することとし、本格栽培と6次産業化に大きな期待を寄せているところであります。

また、移管先での栽培技術の習得及び歌志内ワインのPR活動などを行うため、新たに地域おこし協力隊員を採用するとともに、地域における重要な一次産業として支援してまいります。

なお、有害鳥獣対策につきましては、猟友会の協力のもと、春・秋のエゾシカ一斉駆除を実施するほか、目撃情報の絶えないヒグマ対策では、警察との連携や猟友会、近隣市町との情報共有を図りながら取り組んでまいります。

観光振興につきましては、地域おこし協力隊員と連携し、市内のイベント情報などの発信に努めるとともに、新たに旧歌志内線駅舎跡地に駅名標を設置し、サイクリングロードの魅力向上を図りながら、新たな観光資源の発掘につなげてまいります。

また、道の駅附帯施設につきましては、引き続き情報発信事業を実施しながら、有効活用に向けた検討を進めてまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい経営が予想されますが、新北海道スタイルによる感染予防の徹底を促す一方、サービス向上や新たな利用者開拓による増収を目指すことに期待するとともに、経営の安定化に向けた指導や、市民の健康増進施設として必要な施設改修などに対する支援を行ってまいります。

労働行政につきましては、商工会議所やハローワークなど関係機関との情報共有や、広報などを利用した各種制度の情報提供を進めるとともに、合同企業説明会への参加を促進するなど、雇用の確保に努めてまいります。

次に、定住化対策につきましては、住宅建設等奨励金制度の一部を拡充するとともに、充実した子育て支援策や教育環境を初めとした各種制度を総合的にPRし、定住の促進を図ってまいります。

また、北海道や中空知広域市町村圏組合、北海道移住促進協議会などの関係機関と連携を図り、移住・定住に関する地域情報の発信、提供を継続してまいります。

なお、交流人口を増やす取り組みとしましては、民間資本により再開したかもい岳スキー場やチロルの湯との連携を図るとともに、市民祭りや、冬の風物詩であるなまはげ祭など、積極的に活動されている諸団体への支援を継続し、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、健康で幸せな人生を長く続けられるよう、健幸寿命の延伸

を最重要課題ととらえ、高齢者を初め全ての市民が安心して自立した生活を送ることができ、誰もが住みたいと思う福祉のまちづくりの実現を目指してまいります。

また、歌志内市地域福祉計画に基づき、多様化する福祉課題に着実に取り組むため、社会福祉協議会が地域活性化の拠点として効果的に機能するよう、支援の継続と連携を図ってまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、生活支援を初めとする各種事業を継続して実施するとともに、外出支援助成事業については、タクシーかバスのどちらかを選択できるよう利用方法の拡充を図るほか、家族介護用品支給事業を利用する紙おむつなど使用者の御家族に対して、新たに可燃ごみ袋を支給するなどして、在宅介護における経済的負担軽減を図ってまいります。

また、高齢者にとって必要な基盤整備を進め、地域包括ケアシステム構築のため、主任介護支援専門員を配置するとともに、引き続き生活支援体制整備事業及び地域ケア会議の充実を図ってまいります。

なお、建設後26年が経過する歌志内市デイサービスセンターにつきましては、玄関自動ドアの改修及び屋上改修工事などを行い、利用者の皆様が安全で快適なサービスが受けられるよう、環境整備を進めてまいります。

児童福祉の推進につきましては、認定こども園における質の高い幼児教育の提供とともに、充実した保育の場を確保し、利用する全ての子どもたちに体験や学習、交流などの機会を提供してまいります。

また、第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画を基本に、引き続き関係機関や教育委員会との連携による各種施策に取り組むとともに、新たに新生児聴覚検査費用や小児慢性特定疾病患者などに対する通院交通費のほか、子育て用品レンタル費用の助成を行い、出産から子育て時期に重点を置いた切れ目のない支援策を展開してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、歌志内市障がい者福祉計画に基づき、各種サービスの提供を推進するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、広域連携によるコーディネーターの配置はもとより、砂川市に設置された地域生活支援拠点の整備を行うなど、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、歌志内市健康増進計画に基づき、市民の誰もがより長く健康で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き予防対策事業及び健康づくり事業を推進するとともに、がん検診事業の検診項目に子宮頸がんウイルス検査を新たに追加し、がんの早期発見に努めてまいります。

さらに、感染症対策事業のインフルエンザ予防接種につきましては、引き続き無料接種の対象者を18歳以下の子ども及び妊婦、高齢者にするるとともに、市外医療機関での接種も対象とすることといたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、歌志内市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心に、保健所を初めとした医療機関などとの綿密な連携により、感染拡大防止に向けて必要時即応の対策を図ってまいります。

なお、市民へのワクチン接種につきましては、希望者にスムーズな接種ができる体制整備のもと、実施してまいります。

次に、病院事業につきましては、病院運営の指針としております歌志内市立病院経営健全化計画を基本として、引き続き経営の健全化に努力してまいります。

なお、同計画が本年度で最終年を迎えることから、現行計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、今後、国から示される改定新公立病院改革ガイドラインに基づく新たな計画

の策定に着手いたします。

また、市内の基幹病院として市民の初期医療を担うため、診療体制につきましては、内科、小児科の2診療科、入院病棟は医療療養病床60床で運営するとともに、4月からは新たに固定医師1名を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

施設整備としましては、老朽化したボイラー関係設備の更新工事を行うとともに、全自動錠剤分包機や薬剤管理システムなど、医療機器の更新を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、北海道が実施主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に取り組んでおります。

引き続き適正な保険税の賦課・徴収に努めるとともに、北海道国民健康保険運営方針及び空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図りながら、各種保健事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営と国保財政の安定化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子どもの医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子どもたちの保健の向上と健やかな育成を図るため、18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるため、北海道とともに道路や河川、治山施設などの日常的なパトロールを継続し、安全確保に努めるとともに、必要に応じて北海道に対し維持管理などの要望を行ってまいります。

道路事業につきましては、市道東光線及びしらかば団地内の市道側溝改修事業を行うとともに、通行に影響のある市有地内の立木伐採を行うなど、維持管理に努め、安全確保を図ってまいります。

また、消費電力の節減と老朽化対策として、引き続き防犯灯のLED化を進めてまいります。

橋梁整備につきましては、歌志内市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の延命化を図るため、神威地区において宮下橋改修工事を実施するほか、共栄橋補修工事にかかる設計を行い、安全性の確保に努めてまいります。

河川事業につきましては、火薬庫沢川及び筈沢川の護岸改修工事を行うとともに、近年の局地的豪雨被害対策として、引き続き河川の浚渫など、浸水対策の強化に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、見直しを行った都市計画マスタープランに基づき、居住機能や医療・福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の立地を誘導するため、マスタープランの高度具体化版として、新たに立地適正化計画を策定することとし、効率のよい快適で利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

市営住宅の整備につきましては、既存住宅の長期的活用や住環境の改善を図るため、文珠高台団地公営住宅2棟26戸の屋上防水、外壁塗装を実施するとともに、歌神一区地区改良住宅2棟20戸のボイラー更新のほか、管理灯のLED化や火災報知器の更新を進めてまいります。

このほか、中村中央地区改良住宅4棟20戸及び中村日の出団地公営住宅1棟4戸の解体除却を行い、より一層良好な住環境整備に努めてまいります。

また、歌志内市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅のコンパクト化を進めてまいり

ます。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、計画区域内の水洗化率は令和2年12月末現在で91.2%となっており、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、下水道不明水の増加に伴う対策強化として、各マンホール内の目視点検を実施するほか、ストックマネジメント計画に基づき、カメラ調査を行ってまいります。

また、経営基盤の安定化を図るため、地方公営企業法の適用に向けて、企業会計導入への移行作業を行ってまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙、巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付による資源回収団体の活動を支援することにより、資源物の回収を促進するとともに、市民や地域、団体などと連携しながら、ごみの減量と再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において、円滑に適正処理されるよう、広域連合などと連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設である東光最終処分場は、今後の使用可能期間を把握するための残余容量調査を実施しながら、適正に管理運営してまいります。

なお、昨年4月から3年間を目途に、赤平市の一般廃棄物の上歌最終処分場での受け入れを開始しておりますが、引き続き同市と情報共有を図りながら、処分場の適正な管理運営に努めてまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合及び赤平市との連携を図りながら、適正な共同処理に努めてまいります。

次に、消防行政の推進につきましては、多種多様化する災害に迅速に対応するため、新たに消防業務管理システムを導入し、正確な位置情報を瞬時に把握するとともに、次年度以降においては、要配慮者への対策などにも積極的な活用を目指しながら、通信体制の整備充実に努めてまいります。

火災予防につきましては、防火対象物への立ち入り検査による違反是正の徹底及び住宅における防火指導などによる啓発活動の強化を図り、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、高齢化を背景とした業務の高度化に対応するため、引き続き特定行為などの救急救命士を主体とした研修を進めてまいります。

次に、防災対策につきましては、避難訓練や防災ハザードマップを活用した説明会を実施するなど、市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、自主防災活動の普及啓発に努めてまいります。

また、食料や感染症対策用マスクなどの防災備蓄品については、計画的に更新、整備を行うほか、避難所の非常用発電機整備を引き続き実施いたします。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関と連携しながら、地域ぐるみによる防犯体制の構築に努めてまいります。

次に、交通安全の推進につきましては、交通事故死ゼロ4,000日に向け、今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関や団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、交通事故抑止に向けた

対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑・巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害の未然防止と被害相談への迅速な対応を図るため、引き続き滝川地方消費者センターなど関係機関と連携し、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、Society 5.0時代の到来といった社会の変革に伴い、教育を取り巻く環境も複雑・多様化し、さらに新型コロナウイルス感染症により予測困難な時代を迎えています。

このような中、次代を担う子どもたちの健やかな成長は、市民共通の願いであることから、新年度より実施する児童・生徒の給食費無料化のほか、修学旅行費用の全額助成や高等学校等就学支援金助成制度などにより、子育て世帯の経済的支援を図るとともに、子どもが少ない本市ならではのオンリーワンの子育てを实践できるよう、教育の充実に努めてまいります。

学校教育につきましては、歌志内市総合計画の重点プロジェクトに掲げた、子どもを産み、育てやすい環境をつくる、を実現するため、4月に小学校と中学校を一つにした義務教育学校、歌志内学園を開校いたします。

社会教育につきましては、家庭や地域における教育力の向上及び各種体験活動の機会を提供するなど、子どもの健全育成に向けた事業を実施してまいります。

また、子どもの居場所づくりを充実するため、児童館と児童センター、学童保育室の一元化を図り、あわせて老朽化が著しい市民体育館の代替施設としての機能をあわせ持つ複合施設の建設に向けて、具体的な検討を進めてまいります。

なお、コミュニティセンターや郷土館などの社会教育施設が幅広く市民に利用されるよう、成人・高齢者の学習活動の充実に努め、文化・芸術・スポーツ活動の振興を図るために、関係団体などの活動を支援してまいります。

私から教育分野の概略について御説明いたしましたが、具体的な施策などにつきましては、別途、教育長からの教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、令和3年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。

国内においても新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まりましたが、依然として世界中で猛威を振るい、国内の感染者数は40万人を超え、道内でも予断を許さない状況が続いており、経済活動はもとより、日常生活全てにおいて深刻な影響を与えております。

このような状況下だからこそ、現在取り組んでいる歌志内市総合計画を着実に推進し、みんなで創る笑顔あふれるまちを実現することが、本市にとりまして最も重要なことであると考えております。

朝の来ない夜はありません。

この難局を市民一丸となって乗り越え、一日でも早く平穏な日々を取り戻すためにも、私は市民の皆様の健やかな暮らしと地域経済を守り、確かな未来の実現に向け、誠心誠意努力してまいります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和3年度の市政執行方針といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

渡部教育長。

○教育長（渡部一幸君）　－登壇－

令和3年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。
はじめに。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大により、かつて経験のしたことのない長期の臨時休業など、教育行政を初めとして、様々な社会経済活動が多大な影響を受けました。

今後も予断を許さない状況が続くものと考えられる中、コロナとの共生に向け、新たな生活様式を踏まえた学校運営や、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備など、教育を取り巻く状況も大きく変化しつつあります。

こうした中、本市においては、歌志内市総合計画後期基本計画及び第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げているオンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にす
るまちの実現に向けて各種事業を展開しており、教育行政におきましても、歌志内市教育大綱
の基本目標である豊かな心を育む教育と文化のまちをつくることに全力を尽くしてまいり
ます。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「学校教育の充実」であります。

本年4月には、小学校と中学校の教育を一体化し、9年間による連続した学びの中で、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となる児童・生徒を育む義務教育学校、歌志内学園を開校いたします。

歌志内学園においては、義務教育学校ならではの教育課程の編成などにより、夢の実現に向
かって変化する時代を力強く生き抜く子の育成を目指し、1年生から9年生までを4・3・2
の三つのブロックに分け、各ブロックでの特性に応じた指導を推進してまいります。

学習指導要領の理念である、何を学ぶのか、どのように学ぶか、何ができるようになるの
か、の視点をもとに、既に小学校でスタートしているロボットを使ったプログラミング教育
や、1年生からの英語教育を継続するとともに、前期課程（1～6年生）における一部教科に
ついては教科担任制を導入し、児童生徒の基礎学力向上を目指してまいります。

教育環境整備においては、遊具、学校園等の外構工事のほか、体育館照明のLED化などを行
ってまいります。

スクールバスは、利用範囲を3キロメートルから2キロメートルにまで拡大し、後期課程
（7～9年生）の生徒も利用の対象とするとともに、土、日、祝日及び長期休業中における部
活動にも対応してまいります。

新たに導入したGIGAスクール構想による1人1台端末や電子黒板、デジタル教科書など
のデジタルコンテンツを利用し、より効果的な授業を展開してまいります。

なお、教員のICT機器活用に対応するため、ICT支援員を配置し、授業のサポートなど
を実施してまいります。

また、家庭にWi-Fi環境のない要・準要保護世帯を対象として、オンライン学習通信費
負担など、時代に即した取り組みを行ってまいります。

前期課程においては、新年度も複式学級となる学年が見込まれますので、よりよい教育環境
を確保するため、市費による教員確保を継続し、学年単位での学級編成を維持してまいり
ます。

さらに、一昨年度から実施している実用英語技能検定料の補助や、放課後及び長期休業を活
用した自主的な学習機会の提供、外部講師による公的学習塾の開設などにより、学校での教育

以外でも基礎学力の向上に努めてまいります。

コミュニティスクールについては、学校と保護者、地域が協働しながら、子どもの成長を支え、地域とともに学校づくりを進めるため、義務教育学校開校後の早い段階での導入を目指してまいります。

学校は子どもたちの可能性を伸ばし、子どもたちが最優先に尊重され、自分の存在を実感できる場所であり続けることが大切です。

新年度は、新しい環境での学校生活となることから、いじめや不登校等の問題行動については、早期発見や丁寧な対応について組織的に進めるとともに、児童虐待の未然防止や早期発見などにも努め、子どもの人権、命の尊厳の視野に立ち、些細なことも決して見逃さず、家庭や関係機関と密接な連携を図って、迅速で適切な対応を心がけ、最善を尽くしてまいります。

また、障がいのある子、障がいのない子がともに学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、一人一人のニーズに応じた指導や特別支援教育も推進してまいります。

体力・運動能力の向上については、従来から行っている体力向上プログラムに沿った取り組みを推進するほか、外部指導者の導入によるダンスやスキーを実施してまいります。

学校給食につきましては、メニューの工夫、改善を図りながら、安心・安全な給食提供に努めます。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

各家庭の負担軽減については、児童生徒の家庭が安心して子育てに集中できる環境を整えるため、新年度より学校給食費無料化を図るほか、これまで実施してきた修学旅行費用の全額助成や高等学校等就学支援金助成制度などを継続してまいります。

第2は「幼児教育及び家庭教育、放課後児童対策の充実」であります。

就学前の幼児におきましては、家庭における教育が全ての教育の出発点とされています。家族のふれあいを通して、子どもは基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的なマナーなどを学び始めます。

子どもを育てている家庭に対して、これまで同様、認定こども園あおぞらと連携しながら、質の高い教育が提供されるよう、保育と幼児教育の理解や安全対策、子育て支援等に必要な情報や学習機会の充実に努めてまいります。

放課後児童対策については、子どもの居場所づくりを充実し、子どもたちの健全育成活動を推進する観点から、歌志内学園敷地内に児童館、児童センター及び学童保育室の一元化した施設の建設に向けて、具体的な検討をしてまいります。

第3は「社会教育の充実」であります。

子どもが将来に対して夢や希望を持ち、限りない可能性に向かって健やかな成長を遂げるため、学校や家庭を離れた場面において、社会や多くの人々と関わりながら経験を積み重ねることが必要です。

加えて、これからの複雑多様な社会を生きる上で、自立心や協調性、想像力、コミュニケーション能力などの育成も求められています。

郷土愛や郷土の誇りを子どもの心に育むとともに、地域の中で生きる力や豊かで強い心を培い、学校や家庭で学んだことを社会の中で生かすことができるよう、体験活動や異年齢交流などの機会を設けてまいります。

また、子どもたちが非行や犯罪に巻き込まれることなく、安心して過ごすことができるよう、地区補導員や関係機関と連携し、巡視や見守り活動を続けてまいります。

成人、高齢者への教育につきましては、誰もが人生どの時期においても必要なことを自ら学び、その成果を個人生活や社会に生かすことができる生涯学習社会実現への取り組みを推進してまいります。

コミュニティセンターうたみんにおいては、多くの市民が、立場や年齢に関係なく参加することができる地域交流事業を実施するなど、それぞれの知識や技能、経験を深める機会を提供し、地域における学習活動等の拠点として利用を促進するとともに、館内にBGMを流すなど、癒やしの空間づくりを行ってまいります。

図書館においては、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるため、蔵書の更新や貸し出し業務、インターネットサービス、図書館事業の充実に努め、Wi-Fiが利用できる憩いの場であったり、子どもの学習の場としても、より有効に活用されるよう努めてまいります。

また、昨年度導入いたしました図書消毒機の活用により、貸出図書などの除菌を行い、安心して利用いただけるよう努めてまいります。

郷土館ゆめつむぎにおいては、より多くの方々に利用されるよう、展示内容や行事の工夫、施設の有効活用に努め、郷土の歴史や文化を継承するとともに、新歌志内市史以降の歴史資料の収集、整理を行ってまいります。

旧空知炭礦倶楽部こもればの杜記念館においては、引き続き施設維持に努め、貴重な歴史的資産として保存してまいります。

第4は「芸術・文化・スポーツの充実」であります。

本市の芸術・文化活動は、芥川賞作家の高橋揆一郎氏を初め、全道・全国に名を残す画家や書家を輩出し、これらの人々によって文化連盟が発足するなどの発展を経てまいりました。現在、国画会の会員が市内で活動を続けられ、さらに、若者の間に和太鼓の活動が継承される力がありますので、これらの方々やサークル等を支援するとともに、その力をお借りするなどの関係を保ちながら、芸術・文化の振興に努めてまいります。

社会体育施設におきましては、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを引き続き促進してまいります。

なお、老朽化が著しい市民体育館は、児童館等の一元化施設建設にあわせ、利用状況を勘案した規模の代替施設の配置を検討してまいります。

また、子どもから高齢者までの幅広い世代が参加できるスポーツやレクリエーションの機会を提供するなど、体を動かすことによる健康の保持・増進に努めてまいります。

新年度が第7次歌志内市社会教育中期計画の最終年度となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響から、事業の中止や内容の変更により、思うような事業展開ができず、計画達成は難しい状況となっています。

こうした状況下ではありますが、感染状況を注視し、参加される皆様の安全に配慮しながら、各種事業展開を図ってまいりますとともに、現状と課題を踏まえた上で、新たな中期計画を策定してまいります。

以上、本年度の教育行政の執行方針について申し述べました。

教育委員会といたしましては、自信を持って自らの未来を自らの手で切り拓く人材の育成に向け、次世代の人を育むまちづくりを目指し、また、教育を通じた地域の絆を育むまちづくりにも貢献するよう、関係機関及び諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め、市民の皆様への教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。令和3年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、10日から12日までの3日間を予定しております。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市内への定住を奨励するための措置を拡充し、より定住人口の増加を図るため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例。

歌志内市定住促進条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

別表、新築の項、奨励金額の欄中、「150万円」を「200万円」に、「200万円」を「250万円」に改める。

これは、本条例において、定住を促進するための措置として、住宅を新築した場合などの奨励金の額を定めており、現在、転入者による新築の場合、加算要件とあわせ、最大450万円、市民は、建てかえによる解体除却を含めると、同じく最大450万円となっておりますが、本条例と同様の制度を定める近隣市町との差別化を図り、よりインパクトのある制度とするため、新築した場合の基本要件をそれぞれ50万円増額し、転入者、市民とも最大500万円とするための条文整備をするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 先ほど副市長のほうからも説明ありましたがけれども、今回の条例の一部改正によって、50万円ずつ、市内、市外からの転入者の新築の家を50万円補助しますよ、

アップしますよという内容だと思うのですが、これ、さっき説明の中で言われましたけれども、差別化によってインパクトにあるものにするために50万円アップしますという説明だったので、この50万円をアップする、この50万円の根拠はどこにあったのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 根拠といいますか、何かを算出して、それに基づいてということではございません。今、現行、450万円となっているものにつきまして、さらに奨励金を上げることによって、さらにほかの市町村との差別化を図ろうということで、500万円としたところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ほかの近隣の他市町との差別化ということで、50万円上げますということなのですが、今までの事業、これをやってきて、他市町との差別化が今回行われていなかったから50万円上げますというとらえ方になるのですよね。そうすると、インパクト、差別化を持たせてインパクトのあるものにするのであれば、50万円ではなくて、もっと大きい金額を助成しますということを出してもいいのではないかなと思うのです。そのためには、やっぱり、今回やってもらっていることについてはものすごく重要な条例だし、助かるものだと思うのですが、やっぱり説明の中にある差別化、インパクトということを考えると、50万円ではなくて、もう少し、もっと思い切った政策展開をしてもいいのではないかなという気がするのですが、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） もうちょっと大きな金額のほうがよろしいのではないかと考えてございますが、引き上げたのは50万円ですが、総額では500万円ということで、これは近隣、道内でも恐らくこのような金額で出しているところはないと思います。そういう面におきましては、新聞の見出し等にもなるとは思いますし、インパクトがある金額ではないかというふうに所管では考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、一戸建ての家を建てるのに、人件費だとか材料費だとか、様々なものが高騰してきている状況があります。その中で、50万円という増額というのは確かにありがたいところではあると思うのですが、やっぱりトータルで見たら、2,000万円から3,000万円の大きい買い物をしてもらう、そのために定住してもらうということを考えると、やっぱりインパクトのあることを言うのであれば、もっと大きく考えてPRするということが歌志内市としては重要なことだと思うのですが、もう1回、その辺、答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 金額は多いにこしたことはないと思います。ただ、その助成金を1,000万円にするとか、そういう部分については、ある程度しっかり調べて、本当にそれぐらいが適当なのか。家を建てるとなると2,000万円とか3,000万円になりますけれども、1,000万円助成があるから建てるということではなくて、ある程度方向性を持って建てるという方について助成をしたいというふうに考えておりますので、その部分については、将来的に増額ということも検討する余地はあると思いますけれども、現状は50万円増の500万円を提案をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この提案理由は、より定住人口の増加を図るという理由で一応この提案をされたと思うのですが、過去に、この提案をしてから、どのぐらいの実績、そして効果、そして今後、どのぐらいこの施策によって定住が図られるか、この辺は分析しての追加提案なのでしょうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） まず、実績でございますが、30年から申し上げます。30年につきましては、新築が1軒、中古が6軒でございます。元年度につきましては、新築が1軒、中古が3軒でございます。令和2年度につきましては、見込みでございますが、新築はございません。中古が今のところ6軒でございます。

あと、どれぐらいの分析をされているかということでございますが、ニーズ調査につきましては特に行ってはおりませんが、できるだけ1人でも多くの方が利用していただけるように、金額の部分についてはしっかりPRをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 人口対策については、恐らく市長も喫緊の課題としてとらえているのだろうと。新しいこういう一つの施策を、金額をプラスして、何とか呼び込もうという、その努力は非常に胸の痛みを感じるのですが、それより、今、女鹿議員もおっしゃったように、インパクトのない事業をやっても、私はやっぱり実績からすれば、非常に低い実績ではないかと、こう見るわけですよ、今の企画課長の答弁を聞いて。やはりやるのであれば思い切った、以前に私、一戸建ての話もしておりますよね。そのことについては、これから公住のいろいろな関係で、今後、議案として出てくるのではないかとというふうに期待はしているのですが、やはり相当なインパクトを持たないと、そして、そのインパクトを持つことによって、先ほど女鹿議員も言っていたように、他市町との差別化、やはり差別化をやらないと、やはり人口というのは、パイは同じですから、大体。そこをとったりやったりするようなことに今後なっていくのかなと。そして、それとともに、やはり人口対策については、これからやはり広域連合だとか組合方式だとか、その中でいろいろ皆さん、各自自治体、研究しているようですけども、やはりインパクトのないような施策なり政策をやっても、私は効果が上がらないと思うのですが、庁内の中での会議等もやっつての議案の提案だと思うのですが、庁内の皆さん方の庁内での企画会議なり、その中では、やはりこの意見は出ていると思うのですよ。やはり議案として少し上げたほうがいいのではないのかと。その内容についてはどのような内容だったのですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） この部分につきましては、提案する前につきましては450万円ということでございましたので、その部分につきましては、少し50万円という端数がついているので、分かりにくい部分もありますし、もう少し思い切って1,000万円の半分ぐらい、500万円ぐらいという部分を引き上げることができないのかというようなお話はございました。

あと、思い切ってということでございますが、どこまでやるのかという部分については慎重に考えなければならないと思いますし、助成金が500万円だから、1,000万円だからというよりも、家を建てることを検討している方につきましては、その他のいろいろな助成ですとか、環境ですとか、そういう部分も重要なことだと思いますので、子育て環境を整備するだとか、あわせて検討される際には助成金をほかの市町村よりも多く出すということで、検討を

していただきたいという趣旨で、今回、提案をさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それなりに研究なり検討なりした苦労があったのだろうということは推察もしますけれども、やはりただ、言ったら悪いけれども、50万円上げて、近隣の自治体より一番だということも分かりますけれども、問題は、今後、この施策をやって、しいて言えば、これを利用する人が、今後、期待したどおりいかなかった場合は、その考え方、後々の考え方としてはどのように考えておりますか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） この部分につきましては、例えばここをもう100万円上げるとかということになりましても、この部分は一時所得になりますので、そうすると、ある程度税金でとられるといいますか、納めなければなりません。そうするともっとももっともということで、どこまでがいいのかということになりますので、その部分はまず一旦500万円まで上げていただいて、実績等を勘案して、もしさらに増額することを検討したほうがいいということであれば、その時点で検討すべきことだというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、議長を除く7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件は、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、付託の上、会期中の審査に付することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く7名の議員を指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7名の議員を条例・予算等審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議 案 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第4号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本市で設置している学校や認定こども園において委嘱している学校医等の報酬額について見直しを行い、改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページを御覧願います。

今回の改正は、学校関係の職種である学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、4月の義務教育学校の開校に伴い、小中学校が廃校となり、市内の学校数が1校となることから、算出方法の見直しを行い、学校医及び学校歯科医については年額30万円の固定額とし、学校薬剤師は4万円を6万円とするものであります。また、認定こども園歯科医についても、学校関係職種にあわせ、年額固定とすることとし、金額を10万円とするものであります。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 2点だけ伺っておきたいと思います。

この値上げになろうと思うのですが、まず基準が、一つ、基準などがあるのかどうか1点です。

2点目が、近隣市町との比較についてはどのようになっておられるのか、その2点について伺っておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 質問の内容でございますけれども、近隣の状況を把握したところ、やはり現状、学校数が少ないまち、市町におきますけれども、市町の中でたくさんの学校があるところはそれなりの数字なのですけれども、どうしてもその市町において、小学校1校、中学校1校のようなまちにおきましては、どうしても歯科医の数が少ないだともございまして、近隣と比較しているところ、今までの歌志内市の単価が非常に安かったという実態が分かったものですから、それでこのような金額の、近隣の状況を見ながら、参考に、引き上げさせていただいたという経過でございます。

基準につきましては、特段、学校に対する学校医、歯科医、それから学校薬剤師ともに、特別な基準というのはございません、金額に対する。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私のほうからは、認定こども園、この部分、関係しますので、答弁させていただきますが、まず基準について、これにつきましては、特別定められた基準というのはございません。先ほど教育次長のほうからの説明と同等のような形になります。

今回の改正に当たりましては、教育委員会のほうと共同しながら協議を進めた中で、このような形で決定させていただいたというところでございます。

近隣の状況につきましても、認定こども園のある市町村、何件か調べさせていただきました、近隣も含めてですけれども、状況については、それぞれの市町村で決められた額、様々でございます。今回、ざっと計算すると、1人当たり、今現在、こども園のほうは33名入っているのですけれども、そういったことから考えますと、1人当たりで換算してしまうと、1人当たり3,000円程度というような話になります。こういった状況がありまして、他市と見比べると、ほぼ上位に位置するような金額というような設定になります。委員会のほうもほぼ同じような状況ということが言えるかと思えます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） よく分かりました。

一つには、やはり近隣と比較しても、やはり当市が極端に遜色のあるようなことなら、やっぱり当市の恥でもありますので、それはやはり今後きちっと、議決した後、やはり遜色のないように、きちっとした対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第5号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市立病院において、より安定的な医療を提供するに当たり、令和3年度から会計年度任用職員による固定医師を雇用することに伴い、当該医師に対する特殊勤務及び宿日直勤務にかかる報酬を支給することになるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正でございます。

第3条第2項の改正は、診療手当の限度額について、固定医師の確保に伴い、変更するものでございます。

次に、第2条、歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、こちらにつきましては、職員と同様に、パートタイム会計年度任用職員についても、宿日直勤務にかかる報酬が支給できるよう、新たに規定を追加するほか、規定の追加に伴い、所要の条文整備を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第6号歌志内市暴力団排除条例及び歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市暴力団排除条例及び歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、令和3年4月1日に歌志内市立義務教育学校が開校することに伴い、学校種が変更となることから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市暴力団排除条例及び歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市暴力団排除条例の一部改正でございます。

第9条の改正は、義務教育学校の開校に伴い、中学校が廃止となることから、中学校課程と同様の範囲を示す義務教育学校の後期課程に条文を改めるものでございます。

次に、第2条、歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、こちらは、小学校と規定されている条文について、義務教育学校の開校に伴い、小学校課程と同様の範囲を示す義務教育学校前期課程等に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第7号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第7号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）の公布に伴い、電気自動車等に用いる急速充電設備の全出力の上限を拡大し、あわせて、火災予防上、必要な措置を新たに定めるなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の7ページを御覧願います。

第8条の3は、燃料電池発電設備の規定でございます。この後説明いたします第51条の改

正に伴い、引用条文を整備するものでございます。

第11条の2は、急速充電設備の規定でございます。電気自動車等に用いる急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大するとともに、火災予防上必要な措置として、同設備の位置、構造及び管理に関する統一的な基準についての規定を、国からの条例例にならい、整備するものでございます。

資料の9ページをお開き願います。

第51条は、火を使用する設備等の設置の届け出の規定でございます。急速充電設備の全出力が50キロワットを超え、200キロワット以下のものについては、届け出が義務化されることに伴い、第10号として、同設備の規定を追加するほか、所要の条文整理を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、第1項は施行期日でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2項は経過措置でございます。この条例の施行の際、現に設置され、または設置工事がされている、この条例による改正後の条例に規定の急速充電設備にかかる位置、構造及び管理に関する基準については、なお従前の例にすることとするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第8号休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第8号休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、青少年の学校外活動の充実を図るための学習環境づくりを目的として、休日の拡大等に対応した青少年の地域活動推進会議を設置しましたが、学校5日制の定着等により、所期の目的を達成したことから、休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議

設置条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例を廃止する条例。

休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例（平成4年条例第22号）は廃止する。

本推進会議につきましては、平成4年9月からの学校5日制導入に伴い設置し、各種活動を推進してきたところですが、提案理由でも説明のとおり、学校5日制の定着や地域全体での活動が普及したことにより、所期の目的を達成したため、このたび条例を廃止しようとするものでございます。

附則、第1項は施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の10ページもあわせてごらん願います。

条例の廃止に伴い、別表1に規定している推進会議委員の欄を削る改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第9号歌志内市立学校施設の開放に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第9号歌志内市立学校施設の開放に関する条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、令和3年4月1日の義務教育学校設置に伴い、開放指定校となっている歌志内市立歌志内小学校が廃止となるため、歌志内市立学校施設の開放に関する条例を廃止しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市立学校施設の開放に関する条例を廃止する条例。

歌志内市立学校施設の開放に関する条例（平成12年条例第14号）は廃止する。

歌志内小学校における学校開放は、本市におけるスポーツ活動の普及及び振興を図るため、平成12年から同校の体育館を開放してきたところです。

本年3月31日をもって小学校が廃校となることから、同施設の管理や安全面などを考慮した結果、学校開放施設として利用することが難しく、また、義務教育学校の体育館については部活動等により開放施設の指定が困難であるため、現利用3団体に説明を行い、了承が得られたことなどから、学校施設の開放事業を廃止することとし、このたび条例を廃止しようとするものでございます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第10号損害賠償の和解及び額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第10号損害賠償の和解及び額の決定について御提案申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。
記。

1、和解及び損害賠償の相手方。

（1）東京都新宿区西新宿1丁目26の1、損保ジャパン株式会社、代表取締役西澤敬二。

（2）歌志内市字文珠228番地4、いこいの里チロル、代表取締役相澤恭子。

2、損害賠償の額、217万7,894円。

3、和解及び損害賠償の内容。

（1）本件事故にかかる損害賠償の額のうち、火災保険対象修理費の一部として170万

1,251円を損害賠償の相手方(1)へ、火災保険対象外修理費47万6,643円を損害賠償の相手方(2)へそれぞれ支払うものとする。

(2)市及び相手方は、今後、本件事故に関する一切の異議、請求の申し立てを行わないものとする。

4、事故の概要。

(1)事故発生日時、令和2年2月24日月曜日午前10時50分ごろ。

(2)事故発生場所、歌志内市字文珠228番地4、いこいの里チロル。

(3)事故の状況、消防職員2名が自動火災報知設備の試験を実施する際、連動停止スイッチを切らなかったため、スプリンクラー設備のポンプが作動し、凍結状態であった配管が破裂し、建物内に水損被害をもたらしたものであります。

提案理由は、自動火災報知設備試験中の建物内水損被害事故にかかる和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、損害賠償額の支払いにつきましては、全額、市が加入しております消防業務賠償責任保険での対応となっております。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号から議案第15号まで

○議長(川野敏夫君) 日程第16 議案第11号より日程第20 議案第15号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長(平間靖人君) ー登壇ー

議案第11号から議案第14号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議案第15号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、

よろしくお願ひいたします。

議案第11号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,988万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,280万7,000円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開き願ひます。

第2表 繰越明許費、4款衛生費1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額、3,567万7,000円。これは、国庫負担金及び国庫補助金を活用して実施する新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業ですが、年度内の完了が見込めないことから、令和2年度の繰り越し事業として繰越明許するものであります。

第3表 地方債補正、追加。起債の目的、北海道総合行政ネットワーク改修事業、限度額360万円。これは、北海道総合行政ネットワークを改修する財源として、地方債を借り入れするものであります。

同じく減収補填債、限度額265万1,000円。これは、新型コロナウイルスの影響による減収対策として、令和2年度に限り追加された減収補填債の対象税目について、地方財政措置の範囲内で地方債を借り入れするものであります。

なお、起債の方法は、ともに普通貸付または証券発行、利率はともに3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、ともに政府資金の貸付条件または借入先と協議して決定する。

次に、変更。起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、補正前限度額2,800万円に3,350万円を増額し、補正後限度額を6,150万円に変更するものであります。本事業は、市町村の過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎対策事業債であり、高等学校等就学支援事業として2,630万円を、過疎地域自立促進特別事業基金へ積み立て、対象経費の増により、観光施設活性化推進事業の同意予定額を550万円、市有財産解体除却事業の同意予定額を170万円、それぞれ増額するものであります。

同じく義務教育学校整備事業、補正前限度額7,200万円に3,870万円を増額し、補正後限度額を1億1,070万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく臨時財政対策債、補正前限度額4,500万円に843万6,000円を増額し、補正後限度額を5,343万6,000円に変更するものですが、増額の理由は、普通交付税の算定に伴う同意予定額の増であります。

次に、議案第12号にまいります。

議案第12号令和2年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,991万7,000円とす

る。

2項は省略いたします。

(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表 地方債補正、変更。起債の目的、流域下水道事業、補正前限度額320万円から50万円を減額し、補正後限度額を270万円に変更するものですが、減額の理由は、対象額の確定による同意予定額の減であります。

次に、議案第13号にまいります。

議案第13号令和2年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,447万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億547万5,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第14号にまいります。

議案第14号令和2年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,645万3,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第11号から議案第14号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げました。

事項別明細書につきましては企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 提案の途中ですが、ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長(川野敏夫君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

松井企画財政課長。

○企画財政課長(松井敬道君) それでは、議案第11号から議案第14号までの補正予算の事項別明細書につきまして御説明をいたします。

今回の補正につきましては、各会計とも年度末における決算見込みに伴う増減調整が大半のものとなっております。このため、予算の執行減などにつきましては簡略化した説明になりますことに御理解を賜りますようお願いいたします。

また、各所管に対し、より一層の経費節減に努め、繰越財源の確保を図るよう求めております。決算ではある程度の不用額が生じることが予想されますが、御理解をお願いします。

それでは、議案第11号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、19ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費141万9,000円の減額補正は、経費の確定による議会運営経

費の減額であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億2,252万7,000円の増額補正は、庶務一般経費、会計一般経費及び庁舎改修事業について、入札減及び経費の決算見込みなどによりまして増減補正するとともに、財政一般経費は、決算見込みを勘案した公共施設等整備基金への積立金2億3,000円などの増額と、過疎地域自立促進特別事業は、地方債補正で説明いたしました基金の積立金2,630万円の増額であります。

21ページをお開き願います。

2目企画費85万2,000円の減額補正から、23ページにまいりまして、11目定住促進費38万7,000円の減額補正までは、入札減及び経費の決算見込みにより、企画一般経費以下10事業費につきまして増減補正するとともに、広報一般経費は、今シーズンの記録的な大雪による町内会、自治会への臨時的な協力金といたしまして、行政協力費を一律5万円増額するものであります。

12目諸費476万8,000円の増額補正は、令和元年度生活保護費国庫負担金等の精算に伴う国・道支出金返還金の増であります。

25ページをお開き願います。

3項1目とも戸籍住民基本台帳費49万6,000円の減額補正から、5項1目とも統計調査費58万7,000円の減額補正までは、統計調査経費等の確定及び決算見込みによる戸籍総合管理システム運用事業以下4事業の増減補正であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費292万6,000円の減額補正から、29ページにまいりまして、5目医療福祉費1,617万9,000円の減額補正までは、障がい福祉サービスにかかる扶助費の増減など、経費の確定及び決算見込みによる、地区民生委員運営事業以下11事業費の増減補正であります。

2項老人福祉費、1目老人福祉事業費411万3,000円の減額補正から、35ページにまいりまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費6万6,000円の減額補正までは、福祉施設の入所者の減による扶助費の減など、経費の確定及び決算見込みによる老人福祉施設措置費以下16事業費の増減補正であります。

37ページをお開き願います。

2目予防費2,665万円の増額補正は、健康診査事業、母子保健事業及び感染症対策事業につきましては、健診者の減によりまして、健康診断等委託料などを減額補正するとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業は本年第1回臨時会で予算措置いたしました医療従事者等以外の方にワクチン接種する費用を増額補正するもので、歳入の国庫支出金におきまして同額を予算措置しております。

39ページをお開き願います。

3目環境衛生費89万4,000円の減額補正から、2項清掃費2目ごみ処理費76万円の減額補正までは、資源ごみ等減量事業にかかる交付金の減など、経費の確定及び決算見込みによる環境衛生一般経費以下5事業費の減額補正であります。

3款1目とも病院費1,792万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染補助金などの病院事業収入の増に伴う病院事業会計繰出金の減で、6款農林費1項、41ページにまいりまして、1目とも農畜費87万7,000円の減額補正から、7款1項とも商工費4目観光費551万2,000円の減額補正までは、申請事業所等の減に伴う応援給付金の減など、経費の確定及び決算見込みによるワイン用ブドウ試験栽培事業以下7事業費の増減補正であります。

43ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費150万円の減額補正から、5項住宅費1目住宅管理費423万円の減額補正までは、降雪量の増により、道路維持一般経費の除雪経費を3,000万円、住宅一般経費の除雪にかかる工事請負費151万1,000円を増額補正するとともに、各種工事や委託業務の入札減、経費の確定及び決算見込みによる道路橋りょう総務一般経費以下9事業費の増減補正及び財源区分の変更であります。

45ページをお開き願います。

9款1項とも消防費1目常備消防費148万1,000円の減額補正から、47ページにまいりまして、3目消防施設費19万7,000円までの減額補正は、備品や委託業務の入札減及び決算見込みによる常備消防一般経費以下3事業費の減額補正で、4目防災費は、財源区分の変更であります。

10款教育費1項教育総務費、49ページにまいりまして、2目事務局費40万1,000円の減額補正から、57ページにまいりまして、6項青少年対策費2目児童厚生施設費9万円の減額補正までは、各種工事や備品の入札減、各種補助金、扶助費などの経費の確定及び決算見込みによる事務局一般経費以下24事業費の増減補正及び財源区分の変更であります。

12款1項とも公債費1目元金は、財源区分の変更で、2目利子48万1,000円の減額補正は、令和元年度債の利子確定に伴う市債償還利子の減額補正であります。

14款、59ページにまいりまして、1項とも職員費1目職員給与費3,455万1,000円の減額補正は、給料、共済費等の決算見込みによる職員給与費の減額で、15款1項1目とも予備費1億266万6,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、61ページから76ページは、給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、補正予算、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

なお、歳入の説明に当たりまして、歳出の事業費の増減等と連動している部分につきましては、補正理由が重複するため、簡潔な説明としますので、御了解願います。

1款市税1項市民税1目個人200万円の減額補正から、6項1目とも入湯税18万円の減額補正までは、各税目の決算見込みによる増減補正で、2款地方譲与税3項1目とも森林環境譲与税15万6,000円の増額補正から、9款1項1目とも地方特例交付金73万2,000円の増額補正までは、ともに交付見込額によるものであります。

10款1項1目とも地方交付税1億4,530万9,000円の増額補正は、普通交付税の確定に伴う増額で、12款分担金及び負担金、9ページにまいりまして、1項負担金1目民生費負担金168万7,000円の減額補正は、課税世帯利用者の減による除雪支援事業及び老人福祉施設入所者の退所等による負担金の減額であります。

13款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料106万1,000円の増額補正及び6目教育使用料14万3,000円の減額補正は、ともに決算見込みによる住宅使用料及びコミュニティセンター使用料の減額であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1,530万1,000円の減額補正から、11ページにまいりまして、2項国庫補助金5目教育費補助金2,742万7,000円の増額補正までは、歳出の補正に連動または事業費及び補助金の確定に伴うものであります。

13ページをお開き願います。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金175万7,000円の増額補正から、15

ページにまいりまして、3項道委託金2目民生費委託金5万2,000円までの増額補正までは、歳出の補正に連動または事業費及び補助金の確定によるもので、16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金3,000円の増額補正は、基金の運用収入であります。

18款1項とも繰入金1目財政調整基金繰入金8,000万円の減額補正は、決算見込みを勘案し、繰り入れを取りやめるもので、2目歌志内ふるさと応援基金繰入金73万7,000円の増額補正は、令和元年度のふるさと応援寄附金の実収入額に連動するものであります。

3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金473万6,000円の増額補正は、子ども医療費以下5事業費の増減によるもので、4目敷金基金繰入金29万6,000円の減額補正は、敷金返還金の減によるものであります。

5目公共施設等整備基金繰入金7,000万円の減額補正は、決算見込みを勘案し、繰り入れを取りやめるもので、19款1項1目とも繰越金6,838万4,000の増額補正は、令和元年度繰越金の残額を増額補正するものであります。

20款諸収入4項雑入3目過年度収入374万5,000円の増額補正から、17ページにまいりまして、8目雑入164万3,000円の増額補正までは、各種助成金の収入額の確定及び決算見込みにより増減補正するものであります。

21款1項とも市債につきましては、第3表 地方債補正のところでお説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に、市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、下水道の7ページをお開き願います。

歳出から御説明します。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費33万7,000円の減額補正は、決算見込みによる負担金及び公課費の増減で、2目公共下水道事業費74万6,000円の減額補正は、石狩川流域下水道組合の建設事業費の確定に伴う負担金の減であります。

次に、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、下水道の5ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金1目一般会計繰入金181万4,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整により、一般会計に繰り戻すもので、4款諸収入1項2目とも雑入123万1,000円の増額補正は、石狩川流域下水道組合からの令和元年度分の還付金であります。

5款1項とも市債1目下水道事業債につきましては、第2表 地方債補正のところでお説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明します。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源区分の変更で、2目広域連合負担金79万7,000円の減額補正は、空知中部広域連合負担金の減であります。

2款1項とも基金積立金1目財政調整基金積立金1.072万6,000円の増額補正は、国民健康保険事業財政調整基金への積立金で、5款1項1目とも予備費454万6,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明しますので、国保の3ページをお開き願います。

1款1項とも国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税292万円の増額補正及び2目退職被保険者等国民健康保険税18万円の減額補正は、被保険者の増及び滞納繰越分の収入

見込みによる増減補正であります。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金536万円の減額補正は、繰り入れ対象経費の減によるもので、3款1項1目とも繰越金229万6,000円の増額補正は、令和元年度繰越金の残額を増額補正するものであります。

4款諸収入2項1目とも雑入1,259万9,000円の増額補正は、特別調整交付金及び令和元年度空知中部広域連合負担金の精算に伴う返還金の増によるもので、5款国庫支出金1項国庫補助金1目国民健康保険事業補助金220万円の増額補正は、電算システム改修にかかる補助金であります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明します。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費53万9,000円の減額補正は、電算システム改修委託料の減で、2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金36万1,000円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合負担金の減であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、後期高齢の3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金26万1,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるもので、4款1項1目とも繰越金3万円の増額補正は、令和元年度決算に伴う繰越金であります。

5款国庫支出金1項国庫補助金1目後期高齢者医療事業補助金119万1,000円の減額補正は、電算システム改修にかかる補助金の減であります。

以上で、議案第11号から議案第14号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして説明を終わりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川野敏夫君） 大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） ー登壇ー

議案第15号令和2年度歌志内市病院事業会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第2号中、年間患者数の既決予定量2万8,479人から735人減して2万7,744人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から146人減して1万7,374人に、外来患者の既決予定量から589人減して1万370人に改めるものであります。内訳につきましては、内科外来1万346人、小児科外来24人であります。

第3号中、1日平均患者数の既決予定量93人から2人減して91人に改め、その内訳は、外来患者の既決予定量から2人減して43人に改めるもので、患者数は12月末までの実績などを勘案して調整するものであります。

第4号、主な建設改良事業中、医療機械購入の既決予定量685万円から56万4,000円を減額して628万6,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額6億2,826万1,000円から498万7,000円を減額して6億2,327万4,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額に386万円を増額して3億9,839万2,000円に、第2項医療業外収益の既

決予定額から884万7,000円を減額して2億1,008万2,000円に改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億5,758万円から3,975万9,000円を減額して6億1,782万1,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から3,975万9,000円を減額して5億9,166万1,000円に改めるものであります。

次ページの裏面を御覧ください。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,648万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

収入では、第1款資本的収入の既決予定額2,239万7,000円に118万6,000円を増額して2,358万3,000円に改めようとするもので、その内訳は、第2項他会計繰入金の既決予定額から506万2,000円を減額して1万9,000円に、第3項に補助金を新たに設け、既決予定額0円に624万8,000円を増額して624万8,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額4,062万7,000円から56万4,000円を減額して4,006万3,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額から56万4,000円を減額して628万6,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額3億7,199万5,000円から3,850万7,000円を減額して3億3,348万8,000円に改めるものであります。

第6条は、予算第6条に定めた一般会計からの補助金を「2億937万7,000円」から1,286万4,000円を減額して「1億9,651万3,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページをごらんください。

支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の3,850万7,000円の減額内訳は、(給料)2節看護師給18万1,000円の増、これは無給の介護休暇取得に伴う給料の減額のほか、本年1月に看護師2名を採用したことに伴う不足額の増であります。3節医療技術員給252万6,000円の減、これは臨床検査技師の病気休職に伴い、給料が不支給になったことによる減であります。4節事務員給109万7,000円の減、これは人事異動に伴う減であります。

次に、(手当)6節看護師手当248万2,000円の減は、人事院勧告に伴う期末手当の支給率0.05月分の減や、病気休暇による勤勉手当の減のほか、決算見込みによる減であります。

2ページをお開き願います。

7節医療技術員手当80万9,000円の減と、8節事務員手当38万円の減、これは人事院勧告に伴う期末手当の支給率0.05月分の減や、先ほど医療技術員給及び事務員給で御説明しました臨床検査技師の病気休職と事務職員の人事異動に伴う減であります。9節会計年度任用職員手当101万5,000円の減は、無給の育児休業取得に伴う期末手当の減のほか、看護助手欠員1名を募集するも、応募者がいなかったことなどから減するものであります。10節賞与引当金繰入額33万3,000円の増は、先ほど看護師給で御説明しました看護師2

名採用に伴い、本年6月に支給する期末勤勉手当の令和2年度分の引当額を増するものであります。11節報酬2,568万2,000円の減は、院長の休暇取得が少なかったことなどによる出張医師報酬の減のほか、会計年度任用職員の医師及び看護助手を募集するも、応募者がいなかったことなどから減するものであります。12節法定福利費554万3,000円の減は、決算見込みにより減するものであります。13節法定福利費引当金繰入額51万3,000円の増は、10節賞与引当金繰入額と同様、看護師2名採用に伴い、本年6月に支給する期末勤勉手当にかかる法定福利費の令和2年度分の引当額を増するものであります。

次に、3目経費125万2,000円の減額の内訳は、3節旅費交通費42万2,000円の減、これは看護助手1名の欠員分の費用弁償及び決算見込みにより減するものであります。12節賃借料83万円の減は、出張医師の自家用車での来院によるハイヤー借上料の減及びチロルの湯宿泊料の減であります。

次に、収入の御説明をいたしますので、1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1節内科入院収益で1,143万3,000円の増は、入院患者数が減となったものの、診療単価が増となったことによるものであります。

次に、2目外来収益1節内科外来収益で816万5,000円の減は、外来患者数や診療単価が減となったことによるものであります。

次に、3目その他医業収益1節公衆衛生活動収益59万2,000円の増は、今月中の接種が予定されている新型コロナウイルスワクチン接種にかかる優先接種対象者である医療従事者等の予防接種料で、上砂川町分を含めた130人分の受託料の増によるものであります。

次に、2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の1,286万4,000円の減は、普通交付税及び特別交付税の単価改正に伴う増減や、令和2年度決算で純利益となる見込みのため、病院事業収益で賄うことができない経費分として計上していた7,500万円から1,700万円を減するものであります。

次に、5目補助金1節発熱外来診療体制確保支援補助金の376万5,000円の増、これはインフルエンザ流行期における発熱患者に十分に対応できる体制を確保するために補助されるもので、1日当たりの基準発熱患者5人に対して1人を見込んで増するものであります。次に、2節医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金の25万2,000円の増、これは病院の休憩室や更衣室などにおける医療従事者の希望に沿った感染防止対策等、必要な経費に補助されるもので、自動アルコール噴霧器など、3条予算の医療消耗備品費により取得する費用に対して増するものであります。

次に、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、3ページをお開き願います。

支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目資産購入費1節器械備品購入費の56万4,000円の減は、医療器械購入の入札執行減であります。

次に、収入の1款資本的収入2項1目とも他会計繰入金1節一般会計繰入金の506万2,000円の減は、次に御説明する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に収入の予算科目を組みかえるために減するものであります。

次に、3項1目とも補助金1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の500万円の増は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象経費となることから、当初、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金を活用するため、一般会計繰入金で計上しておりましたが、収入の予算科目を組みかえるために増するものであります。次に、2節医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金の124万8,000円の増、これは1ページの3条予算の収入で御説明した補助金と同様、体温検知器など4条予算の器械備品購入費により取得する費用に対して増するものであります。

次に、4ページから13ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、14ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純利益は、既決予定額では3,476万円の純損失を予定しておりましたが、3,482万3,000円増加した6万3,000円の純利益となり、年度末の累積欠損金は8億1,763万3,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第11号令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、議案第11号につきまして2点お尋ねいたします。答弁をよろしく願いいたします。

まず、2款総務費総務管理費の3目広報広聴費として、説明欄に行政協力費として84万4,000円が計上されております。町内会に一律にという内容の説明で交付するというところでございますが、その町内会の数と、その金額等の内訳につきましてお伺いいたします。

次に、2点目であります。4款衛生費1目保健衛生費2目予防費として、説明欄に、12節その他委託費、乗り合いタクシーということで、委託料292万4,000円が計上されております。この金額の支出内容、要するに何人、どのぐらいの市民の方々を想定しているのかを答弁いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私のほうからは、行政協力費の関係でございます。1町内会当たり5万円ということで、18町内会、90万円を予算計上しておりますが、不用額5万6,000円との相殺をしまして、この金額となっております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 18町内会で90万円増額になるのですが、不用額が5万6,000円ございましたので、それと相殺をいたしまして84万4,000円予算計上させていただいております。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私のほうから、乗り合いタクシーの部分でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種が始まる予定の部分で予算計上させていただいておりますが、高齢者の方の中には、移動のための足、交通機関等を利用した中でワクチン接種に向くというのが難しい方がいらっしゃるかという部分を予測しまして計上した部分でございます。回数等、細かい部分につきましては、委託先とも今後詰めていくところでございます。予定されている人員といたしましては、全体では65歳以上の人口、全体の8割程度というような見込みを立てておまして、1,200人程度になりますけれども、その方全員分という形での確定した人数は算出しておりません。運行の回数で計算して出しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点目の質疑でございますが、不用額が出たということでございます。この不用額というものの内容、一律5万円ということですが、不用額という、その内容につきましてお伺いいたします。

2点目であります。今までの接種する説明の流れで、やる場所ですとか、どういう順番で、医療従事者から始まって、高齢者、そういった内容のものがさまざまにできているのだと思います。やる場所ですとか、その状況も聞いているところでございますが、その方々に対して、これから行う計画がしっかりとでき上がっているのかどうなのかということも含めて答弁いただければと思います。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 行政協力費につきましては、当初予算ではいろいろな算出の項目があるのですが、例えば分かりやすいところで行きますと、1世帯当たり1,000円という部分で予算計上しております。ただ、実績のときに、世帯数が予算計上よりも少なければ、その分、不用額となりますので、その分などの増減などによりまして不用額が生じているものでございます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） コロナワクチンの接種の関係でございます。今、ワクチン接種に関しましては、国で示されている予定のとおりで進んでいるところでございます。一番最初に医療従事者の先行接種という形で、道内では7か所の病院、主に国立系の病院だったと思えますけれども、その7か所が選定されて接種が行われていると。その後は、医療従事者に対する優先接種という形で、全国的には470万人程度というような形で接種が進められる予定になっておりますけれども、その部分については、近隣の部分を申し上げますと、基本となる医療機関、そういったものが選定された中で、北海道が主体となって実施されるという状況になります。その部分では、詳しい情報というものは私どもに直接は入ってきておりませんが、市内の医療従事者等の接種に当たっては、歌志内市立病院も接種機関として挙げられているというふうに伺っております。

その後、高齢者、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種が始まってきます。これにつきましては4月に入ってからという形で、だんだんずれ込んでいくわけですが、補正予算につきましても、2月の臨時会での補正、今回、2回目の補正ということをお願い、計上させていただいているところですが、さらに実施に当たっては4月以降にずれ込んでしまうというような状況になっております。高齢者の部分の予定につきましては、行革大臣、河野大臣がおっしゃったような報道内容等での情報しかございません。そういった中で実施されるわけですが、4月の第1週には、恐らく北海道にはワクチンの箱の数で2箱しか届かない。その次は10箱、その次の週も10箱、そういうことで示されている部分ということではそこまでしか知り得ておりませんが、恐らくその後、どの程度というものはまだ見通しが立っていないのだろうと思うのですが、そういった見通しが立たない中で、当市の予定を立てるのはなかなか難しいという状況になっております。そういうのが分かり次第、すぐに実施できる体制、市民の皆さんに御案内できる体制を組んでいきたいということでございます。

○4番（下山則義君） 分かりました。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第11号、一般会計の補正予算から、43ページ、44ページ、商工費、土木費の道路維持費の除雪委託料で3,000万円ということで上がっておりますけれども、3,000万円の算出した根拠をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、3,000万円の根拠なのですけれども、今現在、41回出動しております、今後、46回出動する予定になっております、さらに路面整正というものが、今、ざくざくの状態、またこれからも、今日も排雪しておりますけれども、排雪回数、それから路面整正状態ということを経合して、おおむね3,000万円程度ということで、1件当たり幾らとかという計算は細かくはしておりませんが、おおむね当初予算どおりの考え方でいきましたら、大体このぐらいがあれば間に合うのではないかとこの計算で出ております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 除雪費の補正は2月の補正でも3,000万円、同じ金額を補正しているのですけれども、やっぱり同じ金額を一月もしないうちにまた補正するという形というのは、ここ近年、雪から見ても、降雪量がかなり多かったということがうかがえると思うのですけれども、2月のときの補正のときに、そういった今言われたような算出、いろいろした中で、2月のときの3,000万円ではなくて、2月のときに5,000万円なり、それぐらいの算出をしてやったほうがよかったのではないかなという気がするのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 皆様方、累計降雪量、消防のほうで実は出している降雪量でいきますと、実は過去最高、私が記録している手元資料の中では過去最高になっております。1か月に約4メートル59センチ。4メートル超えというのは、私、経験が実はございません。それと、今現在で13メートル超えという数字にもなっております、特に2月の降雪がかなり想定外だったということでございまして、かなりな被害が出ているということも皆様方御存じかと思っておりますけれども、これに対する対応については2月の段階では想定できなかったということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 自然が相手ですので、なかなか難しい部分もあるかとは思っておりますけれども、やっぱり1月までの間に、2月の補正までの間に、尋常ではないぐらい降ってましたよね、確かに。それから見ると、ぱったりやむということはなかなか考えづらかったのかなと思うのです。やっぱりいろいろ所管の山田課長初め建設課の方々が頭を悩ませながらお金を工面する、算出するというのは分かるのですけれども、やっぱりちょっとした先を見据えた算出をするというのも大切なことかなと思うのですけれども、いかがですかね。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 実際、そのとおりでございまして、予算を多く計上させていただきまして、最終的に3月、例えばこの場で不用額で落とすというやり方も実はございます。ただ、財政状況も厳しい中でのやり繰りになりますので、できる限り精度を高めていながら、今後、このようなちょっと特化した天候、気象状況、異常気象も見受けられることから、今後においてもその旨考えながら予算計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号令和2年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第13号令和2年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第14号令和2年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第15号令和2年度歌志内市病院事業会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午後 1時51分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第16号から議案第20号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第21 議案第16号より日程第25 議案第20号まで一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第16号から議案第20号まで、御提案いたしました令和3年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして、会計別にその概要を御説明いたします。

1、予算の総額は、一般会計39億万円、市営公共下水道特別会計2億5,100万円、国民健康保険特別会計1億1,300万円、後期高齢者医療特別会計8,800万円、合計43億

5,200万円。病院事業会計6億9,700万円。総計50億4,900万円であります。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ1億2,200万円、2.7%の減であります。また、病院事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ1億400万円、2%の減であります。

2、一般会計につきまして御説明いたします。

本年度の予算編成は、コロナ禍において、先行きを見通すことが困難な時代にある中、行政コストを抑え、計画的で効率のよい財政運営を重視しながら、確かな未来を見据え、本市がより魅力的なまちとなるため、人が魅かれるまちの推進を主眼として、未来を育む人と地域経済の持続的発展に重点配分した予算編成といたしました。

人づくりへの投資につきましては、学校給食費の無料化や子育て用品レンタル費用助成事業を新たに実施するほか、修学旅行費用の全額助成など、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、義務教育学校、歌志内学園の開校にあわせ、引き続き施設整備を進め、子育て支援の推進と教育環境の充実を図ってまいります。

地場企業の持続と発展につきましては、企業の笑顔応援支援事業や創業支援事業を実施し、歌志内ならではの魅力ある産業づくり、仕事づくりを進めることとしております。

また、ワイン用ブドウ試験栽培事業が終了したことから、民間法人へ事業を移管し、本格栽培と6次産業化を進めるため、新たに地域起こし協力隊による歌志内ワインのPR活動などを行うなど、産業の多角化の実現を目指し、支援に努めてまいります。

健幸寿命の延伸につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の実施を初めインフルエンザ予防接種全額助成や、がん検診、健康診査の完全無料化を継続し、高齢者外出支援事業はタクシー券配布に加え、バスの利用も可能とするため、利用方法を拡充、さらに家族介護用品支給事業の充実を図るほか、新生児の聴覚検査を新たに無料で行うなど、保健、介護予防の充実により、市民の健幸寿命の延伸を図ってまいります。

安全で安心して暮らせるまちの実現につきましては、消防資機材の充実を図るとともに、ハザードマップの見直しを行い、市民が安全で安心して生活できる強靱なまちづくりを推進してまいります。

コンパクトで機能的なまちづくりの実現につきましては、公共施設等総合管理計画の見直しを初め立地適正化計画を策定し、効率のよい、快適で利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

このほか、北海道日本ハムファイターズ応援大使関連事業を実施してまいります。

また、投資的事業としましては、市営住宅屋上防水、外壁塗装、義務教育学校整備事業、デイサービスセンター改修事業などを行います。

なお、予算総額は39億円で、前年度当初に比べ1億7,600万円、4.3%の減となりました。

以下、歳出につきましては、各会計予算資料10ページ、第4表一般会計歳出予算款別性質別分析表により、また、歳入につきましては款別に、それぞれ御説明いたします。

(1) 人件費は9億7,740万3,000円で、総額の25.1%を占め、前年度当初より3,311万3,000円の減であり、この主な要因は、委員等報酬711万6,000円、職員給1,664万1,000円、共済組合等納付金372万2,000円、退職手当組合納付金412万円の減などであります。

主な内容は、議員報酬3,696万4,000円、委員等報酬9,479万4,000円、市長等特別職給与3,285万9,000円、職員給5億9,159万6,000円、共済組合等納付

金1億3,593万3,000円、退職手当組合納付金7,125万3,000円であります。

(2) 物件費は5億9,167万8,000円で、総額の15.2%を占め、前年度当初より421万5,000円、0.7%の減であり、この主な要因は、義務教育学校設置に伴う施設備品購入費1,559万6,000円、電算システム運用経費718万5,000円の減と、東光最終処分場残余容量調査業務委託料513万7,000円、立地適正化計画等策定業務委託料1,400万円の皆増などであります。

主な内容は、需用費1億2,060万8,000円、役務費6,671万4,000円、委託料3億4,572万8,000円であります。

(3) 維持補修費は6,811万6,000円で、総額の1.7%を占め、前年度当初より2,559万円、60.2%の増であります。

この主な要因は、道路改修事業1,910万5,000円、河川一般経費364万4,000円の増などであります。

(4) 扶助費は6億4,987万6,000円で、総額の16.7%を占めており、前年度当初より1,084万9,000円、1.7%の増であります。

この主な要因は、障がい者福祉サービス給付事業2,354万円の増と、生活保護事業1,224万8,000円の減などであります。

主な内容は、障がい者福祉サービス給付事業2億6,942万9,000円、医療福祉助成事業1,821万1,000円、老人福祉施設措置費6,798万6,000円、生活保護事業2億2,270万6,000円、児童手当1,739万円、児童扶養手当843万3,000円であります。

(5) 補助費等は3億7,168万5,000円で、総額の9.5%を占め、前年度当初より734万6,000円、1.9%の減であります。

この主な要因は、介護保険推進経費1,329万2,000円の減と、商工業振興一般経費681万8,000円の増などであります。

補助費等の内訳は、負担金、寄附金2億4,879万2,000円、補助交付金1億428万3,000円、その他報償費等を含む1,861万円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料12ページ、第5表各会計負担金補助及び交付金調べに記載しております。

(6) 普通建設事業費は2億6,074万1,000円で、総額の6.7%を占め、前年度当初より1億6,732万4,000円、39.1%の減であります。

この主な要因は、義務教育学校整備事業1億9,228万円の減と、誘致企業向け住宅改修事業1,605万3,000円、橋梁改修2,445万円の皆増などであります。

補助事業は、1億3,991万7,000円で、主なものは橋梁改修事業、設計委託を含む2,445万円、市営住宅屋上防水、外壁塗装7,405万2,000円、改良住宅解体除却1,802万9,000円、義務教育学校整備事業1,981万1,000円、単独事業は1億2,082万4,000円で、主なものはデイサービスセンター改修事業1,668万7,000円、誘致企業向け住宅改修事業1,605万3,000円、改良住宅ボイラー取りかえ1,356万3,000円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料21ページ、第6表、各会計事業費調べに記載しております。

(7) 災害復旧事業費は、37万5,000円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

(8) 公債費は、4億6,486万9,000円で、総額の11.9%を占め、前年度当初より670万円、1.5%の増であります。内訳は、一般債元利償還金4億6,486万8,000円、一時借入金利子1,000円であります。

(9) 積立金は、1,010万9,000円で、前年度当初より1万9,000円、0.2%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料25ページ、第7表積立金調べに記載しております。

(10) 投資及び出資金は555万7,000円で、前年度当初より15万8,000円、2.9%の増であります。

明細につきましては、各会計予算資料25ページ、第8表投資及び出資金調べに記載しております。

(11) 貸付金は、3,096万円で、前年度と同額であります。

明細につきましては、各会計予算資料26ページ、第9表貸付金調べに記載しております。

(12) 繰出金は、4億5,432万3,000円で、総額の11.6%を占め、前年度当初より684万5,000円、1.5%の減であり、この主な要因は、市営公共下水道特別会計繰出金775万7,000円の減などによるものです。

明細につきましては、各会計予算資料26ページ、第10表、繰出金調べに記載しております。

(13) 予備費は、1,430万8,000円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。次に、歳入につきまして、各会計予算資料1ページ、第1表、各会計歳入歳出予算款別前年度対比表により御説明いたします。

(1) 自主財源である市税は1億7,554万1,000円で、総額の4.5%を占め、前年度当初より1,178万7,000円、6.3%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料6ページ、第2表の市税予算前年度対比表に記載しておりますが、主な内訳として、市民税は9,388万7,000円で、前年度当初より774万5,000円、7.6%の減であります。

個人市民税は、課税所得の減少などに伴い、8,462万4,000円で、前年度当初より507万円、5.7%の減であり、法人市民税は、各事業所の申告額減少などにより267万5,000円の減であります。

固定資産税は4,904万7,000円で、前年度当初より367万1,000円、7.0%の減であり、この主な要因は、家屋137万9,000円、償却資産の157万7,000円の減などです。

軽自動車税は715万1,000円で、前年度当初より101万6,000円、12.4%の減であり、この主な要因は、課税客体の減少によるものであります。

市たばこ税は1,711万6,000円で、前年度当初より126万5,000円、8%の増であり、この主な要因は、税率改正による増加であります。

鉱産税は160万円で、前年度当初より50万円、23.8%の減であり、この主な要因は、出炭量の減少であります。

入湯税は674万円で、前年度当初より12万円、1.7%の減であり、この主な要因は、宿泊入湯客数の減少であります。

(2) 地方譲与税は2,056万4,000円で、前年度当初より14万4,000円、0.7%の減であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(3) 利子割交付金は17万円で、前年度当初より23万円、57.5%の減であり、地方

財政計画等を勘案して計上しております。

(4) 配当割交付金は36万円で、前年度と同額であります。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は34万円で、前年度当初より25万円、42.4%の減であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(6) 法人事業税交付金は100万円で、前年度当初より40万円、28.6%の減であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(7) 地方消費税交付金は7,380万円で、前年度当初より406万円、5.8%の増となっております。

(8) 環境性能割交付金は130万円で、前年度当初より50万円、62.5%の増となっており、この主な要因は、税制改正によるものであります。

(9) 地方特例交付金は80万円で、前年度当初より68万円、566.7%の増であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(10) 地方交付税は23億5,000万円で、総額の60.3%を占め、前年度当初より4,000万円、1.7%の減となっております。

内訳は、普通交付税が17億2,000万円で、前年度当初より4,000万円、2.3%の減、特別交付税は6億3,000万円で、前年度と同額であり、地方財政計画や交付実績等を勘案して計上しております。

(11) 交通安全対策特別交付金は1,000円で、科目設置のため計上しております。

(12) 分担金及び負担金は5,781万1,000円で、前年度当初より414万7,000円、7.7%の増であり、この主な要因は、赤平市からの一般廃棄物受け入れに伴う処理負担金527万8,000円の増などでありあります。

(13) 使用料及び手数料は1億9,289万2,000円で、総額の4.9%を占め、前年度当初より364万6,000円、1.9%の減であり、この主な要因は、人口減少に伴う住宅使用料310万7,000円の減などでありあります。主なものは、誘致企業向け住宅使用料216万円、住宅使用料1億7,308万円、駐車場使用料320万7,000円、戸籍・住民・証明等手数料231万9,000円、ごみ処理手数料974万2,000円、し尿等処理手数料112万円でありあります。

(14) 国庫支出金は4億1,719万円で、総額の10.7%を占め、前年度当初より4,138万5,000円、9.0%の減であります。

この主な要因は、学校施設環境改善交付金6,333万4,000円の減と、社会資本整備総合交付金1,640万5,000円の増などでありあります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億3,555万9,000円、生活保護費負担金1億6,687万6,000円、児童手当負担金1,194万3,000円、児童扶養手当負担金281万円。

補助金の主なものは、住宅地区改良事業費交付金900万円、市営住宅交付金3,508万7,000円、社会資本整備総合交付金2,300万5,000円、集約都市形成支援事業費補助金550万円、学校施設環境改善交付金292万7,000円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金181万円でありあります。

(15) 道支出金は1億4,666万3,000円で、前年度当初より789万3,000円、5.7%の増であります。

この主な要因は、衆議院議員選挙費委託金750万円の皆増などでありあります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金6,777万9,000円、生活保護費

負担金 1,135万4,000円、保検基盤安定等負担金 2,654万5,000円、児童手当負担金 272万3,000円。

補助金の主なものは、地域づくり総合交付金 150万円、身障者福祉費補助金 584万6,000円。

委託金の主なものは、徴税費委託金 377万7,000円、衆議院議員選挙費委託金 750万円、駐車公園清掃業務委託金 558万8,000円。

交付金の主なものは、権限移譲事務費交付金 24万2,000円であります。

(16) 財産収入は 1,227万5,000円で、前年度当初より 71万2,000円、5.5%の減であり、この主な要因は、基金運用収入 102万4,000円の減などです。

主なものは、土地貸付収入 533万3,000円、建物貸付収入 123万6,000円です。

(17) 寄附金は 600万2,000円で、前年度当初より 100万円、20%の増です。

(18) 繰入金は 1億1,711万9,000円で、前年度当初より 4,472万6,000円、27.6%の減で、この主な要因は、財政調整基金繰入金 3,000万円、公共施設等整備基金繰入金 2,000万円の減などです。

内訳は、財政調整基金繰入金 1,000万円、歌志内ふるさと応援基金繰入金 600万円、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 4,930万4,000円、敷金基金繰入金 181万5,000円、公共施設等整備基金繰入金 5,000万円です。

(19) 繰越金は 3,000万円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(20) 諸収入は 2億117万2,000円で、総額の 5.2%を占め、前年度当初より 100万円、0.5%の減であり、この主な要因は、学校給食費の無料化に伴う学校給食費保護者納入金 747万5,000円の皆減と、東光最終処分場残余容量調査に伴う中・北空知廃棄物処理広域連合からの負担金 513万7,000円の皆増などです。

主なものは、貸付金元利収入 3,043万3,000円、うち、中小企業振興保証融資貸付金元金収入 3,000万円、介護サービス収入 3,699万1,000円、地域支援事業収入 7,039万4,000円、雑入 6,063万円、うち、中空知広域水道企業団負担金 664万5,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金 3,983万5,000円です。

(21) 市債は 9,500万円で、総額の 2.4%を占め、前年度当初より 5,000万円、34.5%の減であり、この主な要因は、義務教育学校整備事業債 6,080万円の減と、臨時財政対策債 1,500万円の増などです。

市債区分は、総務債、過疎地域自立促進特別事業債 1,400万円、民生債、高齢者対策事業債 980万円、教育債、義務教育学校整備事業債 1,120万円、臨時財政対策債、臨時財政対策債 6,000万円です。

3、次に、市営公共下水道特別会計について御説明いたします。

この会計の予算総額は 2億5,100万円で、前年度当初に比べ 3,000万円、13.6%の増であり、この主な要因は、物件費の増です。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は 913万5,000円、物件費は 4,122万2,000円、補助費等は 3,981万6,000円です。

普通建設事業費は 2,086万円で、調査設計委託料 1,400万円、そのほか、公共下水道事業 187万4,000円、石狩川流域下水道中部処理区建設事業負担金として 356万2,000円

00円などを計上しております。

公債費は1億3,977万2,000円で、総額の55.7%を占めており、予備費は19万5,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

使用料及び手数料は、下水道使用料6,535万2,000円で、総額の26.0%を占め、前年度当初より259万2,000円、3.8%の減であり、国庫支出金は社会資本整備総合交付金2,750万円であります。

繰入金は、一般会計繰入金1億4,009万7,000円で、総額の55.8%を占め、前年度当初より775万7,000円、5.2%の減であり、諸収入は1,555万1,000円を計上しております。

市債は250万円で、総額の1.0%を占め、前年度当初より70万円、21.9%の減であります。

内訳は、流域下水道事業債250万円であります。

4、次に、国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は1億1,300万円で、前年度当初に比べ2,200万円、24.2%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は967万5,000円、物件費は1,543万9,000円であります。補助費等は8,784万2,000円で、総額の77.7%を占めており、この主な内容は、医療費、後期高齢者支援金等の空知中部広域連合負担金であります。このほか、公債費1,000円、積立金1,000円、予備費4万2,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

国民健康保険税は3,311万6,000円で、総額の29.3%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に充てるための医療給付費分2,470万7,000円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分677万4,000円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分163万5,000円であります。

繰入金は5,552万2,000円で、総額の49.1%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は2,436万1,000円で、前年度当初より1,619万2,000円の増で、特別調整交付金等の増によるものであります。

5番、次に、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

この会計の予算総額は8,800万円で、前年度当初より200万円、2.3%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は906万3,000円、物件費は63万4,000円あります。補助費等は7,835万2,000円で、総額の88.9%を占めており、この主な内容は、保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。このほか、公債費1,000円、予備費5万円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上及び65歳以上75歳未満の障がい認定を受けた被

保険者から徴収する後期高齢者医療保険料は5,307万2,000円で、総額の60.3%を占めております。

繰入金は3,452万1,000円で、総額の39.2%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分等であります。

諸収入は40万7,000円を計上しております。

6番、次に、病院事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は2万7,750人で、内訳は、入院患者数が1万7,520人、外来患者数が1万230人です。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6億3,751万1,000円、支出予定額は6億1,948万1,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では医業収益4億1,409万5,000円、医業外収益2億2,341万6,000円を計上いたしました。

一方、支出では、医業費用6億1,142万2,000円、医業外費用785万9,000円、特別損失10万円、予備費10万円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は5,948万9,000円で、この内訳は、企業債4,260万円、出資金1,685万1,000円、他会計繰入金3万8,000円です。

支出予定額は7,560万5,000円で、この内訳は、建設改良費4,267万6,000円、企業債償還金3,292万9,000円です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,611万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は10億3,867万7,000円であり、負債は4億4,344万6,000円、資本は5億9,523万1,000円で、負債資本の合計は10億3,867万7,000円です。

予定キャッシュフロー計算書につきましては、業務活動では2,149万5,000円の増額、投資活動では1,700万4,000円の減額、財務活動では2,652万2,000円の増額となり、資金増加額は総額で3,101万3,000円の増額となる予定です。資金期首残高は5億3,654万円と見込んでおりますので、資金期末残高は5億6,755万3,000円となる予定です。

以上の結果、本年度は924万円の純利益が予定され、令和2年度末における累積欠損金が8億1,762万2,000円見込まれますので、令和3年度末における累積欠損金は8億838万2,000円になる予定です。

以上、令和3年度における各会計の歳入歳出の概要を申し上げましたが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第16号より議案第20号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案番号第16号に関して、一般会計の新年度予算に関して、市長に

ちょっと聞いておきたいと思います。

市長、副市長については、予算委員会に基本的には出席されないということなので、この場での質疑をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市政執行方針の中で、市長言っていました、市民生活の安定ということが言われておりました。

市民生活の安定というのは、やっぱり市民誰もが生活していて不安がないことが市民生活の安定につながるのではないかなと私は思っております。そのためには、やっぱり行政の福祉政策、福祉事業の向上がやっぱり住民生活の向上に直結する必要なものではないかなと思うのですけれども、その内容が今回の3年度の予算に関してどういうふうに反映されたと感じているか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 私は選挙の政策の中に、健幸寿命の延伸、地場企業の持続と発展、人づくりへの投資、七つについて政策として掲げさせていただいたところでございます。

その中で、今年度の予算の中にどれだけ反映できているのかということの質問ではないかなと思っておりますけれども、それぞれ既存の制度、助成事業等については、このまま引き続き行いたいと思っておりますけれども、改めて私の市政の中でこれから進めたいと思うものが何点かこの予算に計上させていただいたところでございます。

例えば健幸寿命の延伸、これらについては、それぞれ高齢者の方が、住まい、医療、介護、予防、生活支援など、一体的な、そういった中での取り組みといたしまして、このたびは地域包括ケアシステムの構築ということで、専門職を配置するなど、また、地場企業の持続と発展につきましては、企業さんにいろいろ設備投資する際の助成の創設、また、新規、改めて市内で起業する方に対しての助成制度を設けるなどいたしたところでございます。

また、切れ目のない福祉政策という部分に関しましては、高齢者の方も歌志内ですずっと住み続けていただくために、例えばタクシー利用、バスの利用も、両面、どちらか選択できるようにするとか、また、教育面に関しましては、人づくりへの投資ということで、給食費の無料、さらには、子どもを育てる方の子育てに対するレンタル事業、様々な形で推進することができるかなと思っております。100%最初から全てを網羅するというのはなかなか厳しい部分もございます。まちづくりのコンパクト化に向けたまちづくりというのは今すぐできない中で、計画的に進めて、総合的画にこの歌志内に住んでよかったと、そういったまちづくりを進めていきたいということで、この予算にも十分反映させていただいたところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号より議案第20号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号より議案第20号までは、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

委員会提出議案第21号

○議長（川野敏夫君） 日程第26 委員会提出議案第21号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、本田加津子さん。

○議会運営委員会委員長（本田加津子君） 委員会提出議案第21号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、女性を初め多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備として、会議及び委員会への欠席事由を明文化するなど、規定の一部を改正しようとするものです。

次ページの本文にまいります。

歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則。

歌志内市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、委員会提出議案資料1ページを御覧願います。

第2条の改正は、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議への欠席事由として、既に規定されている「出産」に加え、「育児」、「看護」及び「介護」等を具体的に例示し、出産については、医学的な見地を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化するものです。

第87条の改正は、委員会への欠席事由について、第2条の改正と同様に規定するものです。

第133条は、「請願書の記載事項等」の規定でございます。請願者に対し、提出時に求めている押印について、議会運営に当たり、押印を求めなくても特段支障がないことから、署名押印を、署名または記名押印に改め、また、これにあわせて、請願者が法人の場合の条文について、規定を整備しようとするものです。

本文の附則に戻ります。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第21号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第21号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時46分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 川 裕 正

署名議員 女 鹿 聡